

改正盛土規制法の概要

◆背景

- 令和3年7月に静岡県熱海市において盛土が崩落し、土石流災害が発生したことや、近年、全国各地で盛土による災害が発生したことを踏まえ、全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法を制定



◆法の概要

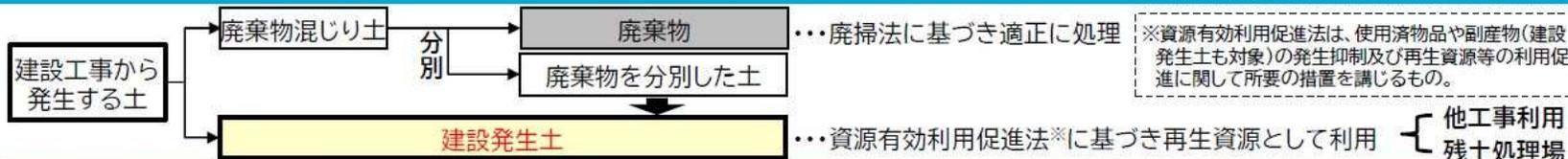
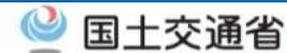
- 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等を幅広く規制
- 新たに造成される盛土等は、都道府県知事等による許可制度の対象
 - 許可の際の技術的基準等への適合
 - 工事途中の中間検査、定期報告、工事後の完了検査による安全性の確保
 - 許可制度に違反した場合は監督処分の対象
- 盛土等が行われた土地の安全性の担保
 - 土地所有者等に土地の保全努力義務を課す
 - 危険な場合には、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても改善命令が可能
- 実効性のある罰則の措置
 - 無許可や技術的基準違反、命令違反等に対して高い水準の罰則を措置（最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下）
 - 法人に対しては法人重科を措置（最大で3億円以下）
- その他
 - 行政処分等を判断するため立入検査や報告徴取が可能
 - 必要な場合に円滑に行政代執行ができるよう特例を措置



(出典：国交省HP 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（要約版）)

資源有効利用促進法の改正概要

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等



指定利用等の徹底

○ 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底

○ 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	:99%
都道府県	:88%
政令市	:77%
市区町村(政令市除く)	:69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m³ → 500m³)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化 【省令改正:R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化 【政令改正:R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化 【省令改正:R5.5.26施行】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化 【告示:R5.5.26施行】

【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化 【省令改正・告示:R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

【再生資源利用促進計画書】(イメージ)

計画書

請負会社 : ●●株式会社
 工事所在地 : ●●市●●町●●
 建設発生土 : ●●●● m³
 搬出先 : ●●工事 ●●●● m³
 ●●処分場 ●●●● m³
 コンクリート :
 アスファルト・コンクリート :
 木材 :

※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・登録ストックヤード

盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

(出典：国交省HP)

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正(素案)について

資料1

1 条例の目的

無秩序な土砂の堆積を防止し、もって県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とし、土砂の排出・堆積・汚染に関する規制条例を制定した。(H14.10.15制定、H15.2.1施行)

2 条例による規制内容

- ① 土砂の堆積に係る規制 <第16条関係>
堆積の段階における堆積の許可制度(3000m³以上の堆積)
- ② 土砂の排出に係る規制 <第6条、第7条関係>
排出の段階における排出内容についての事前届出制度(500m³以上の排出を行う元請負人及び土砂堆積者)
- ③ 汚染土砂の堆積に係る規制 <第15条、第26条関係>
堆積の段階における汚染調査結果の届出制度、汚染土砂の堆積禁止

3 条例改正(素案)の概要

- ① 土砂の堆積規制に係る規定の削除
 - ・ 盛土規制法の改正により土砂堆積等の工事に係る許可制度等(3000m³以上の盛土等)が新設されたことから、重複することとなった土砂条例による許可制度等の土砂の堆積規制に係る規定を削除する。
- ② 土砂の排出規制に係る規定の削除
 - ・ 資源有効利用促進法政省令の改正により建設工事事業者に対する計画作成義務制度が拡充された(500m³以上の建設発生土を搬出する工事)ことから、土砂条例による排出届出制度等の土砂の排出規制に係る規定を削除する。
- ③ 汚染土砂の堆積規制に係る規定の存置
 - ・ 土壌汚染対策法等の規制内容や近県の同様な汚染土砂規制の実施状況を踏まえて、汚染土砂の堆積禁止及び一定規模の堆積地における汚染調査義務については、規定を存置する。

県民コメント

令和6年
10月21日
～
令和6年
11月20日

4 主な経過措置の概要

① 土砂の堆積規制に係る規定

- ・ 二重規制回避のため、土砂条例の途中でありますが**改正時に工事着手していないものには経過措置を設けない。**
- ・ **条例改正前に工事着手したものは、土砂条例に基づく基準遵守や措置命令の対象とするなどの経過措置を設ける。**
- ・ 条例改正前に行われた**無許可堆積などの不適切事案**に対しては、措置命令や立入検査の対象とする**経過措置を設ける。**
- ・ **土砂搬入禁止区域に係る規制**は、盛土規制法に基づく改善命令(あるいは監督処分)の発出によって、その必要性がなくなるため、それらの処分が行われるまでの間は、搬入禁止規制を継続することが可能となるよう**経過措置を設ける。**

② 土砂の排出規制に係る規定

- ・ **資源有効利用促進法省令の改正施行前(R6.6.1以前)に請負契約を締結した建設工事(完了等の届出を行った者を除く)**については、同省令に基づく最終搬出先までの確認義務が適用されないため、**排出届の経過措置を設ける。**

③ 汚染土砂の堆積規制に係る規定

- ・ 引き続き規定を存置するため、**経過措置は設けない。**

④ 罰則規定

- ・ 改正条例施行日前にされた違反行為(上記経過措置により適用される違反行為を含む)に対して罰則を適用する経過措置を設ける。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部改正（素案）に対する県民コメントの実施結果

1 実施期間

令和6年10月21日～11月20日

2 寄せられた意見の件数等

	人数	意見数
個人	1	1

3 意見の反映状況

区分	件数
既に案で対応済みのもの	1

4 意見の内容及び県の考え方

御意見の内容	県の考え方
<p>現在、狭山市や所沢市、三芳町などで行われている民間事業者による 3000 m²以上の土地での土石の掘削事業に対しては、掘削跡地の建設残土による埋め戻し（土砂のたい積）行為（以下、「掘削を伴うたい積行為」とします）が県の土砂条例に基づくたい積許可の対象となっています。</p> <p>しかし、土砂条例のたい積に関する規定が廃止された場合、埋め戻し行為であることから盛土規制法の対象にはなりません。掘削を伴うたい積行為を規制する法令がなくなり、埋め戻し土砂への汚染土や廃棄物の混入が監視できなくなるばかりでなく、野放図にこのような事業が拡大していくことが懸念されます。</p> <p>掘削を伴うたい積行為の多くは平地林の土地で実施されており、「くぬぎ山」地区の平地林の多くがこの行為で消失していることを考えれば、この行為に関する規制がなくなった場合は、平地林の消失が加速することにもなりかねません。</p> <p>掘削を伴うたい積行為は、頭書の地域に賦存する武蔵野礫層を狙った実質的な砂利採取を伴ったものであるにもかかわらず、現状では砂利採取法による規制が行われていません。</p> <p>土砂条例のたい積に関する規定を廃止するのであれば、掘削を伴うたい積行為に対して砂利採取法による規制を適用するなど、環境政策課やみどり自然課などを含めた県環境部全体での代替の対策を検討すべきと考えます。</p>	<p>掘削を伴う堆積行為による埋め戻し土砂の汚染に対しては、引き続き土砂条例の汚染土砂の堆積規制に係る規定を継続していくことで対応が可能と考えます。</p> <p>また、堆積土砂における廃棄物混入に対しては廃棄物処理法に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>なお、土地を掘削する場合において、掘削した土砂に含まれる砂利を他の箇所で活用する目的をもって行われる掘削行為は、砂利採取法の規制対象となります。</p>

埼玉県土採取条例の廃止について

条例の概要

昭和40年代に入り、県内における宅地の造成、道路の建設等の活発化に伴い、盛土、埋め土に必要な土を採取するために山地や丘陵地が切り崩されるようになったが、**当時はこれらを直接規制する法制度は存在しなかった。**

そのため、盛土又は埋土の用に供する土の採取に伴う土砂の崩壊等を防止し、人の生命、身体及び財産の安全を図ることを目的とし**土の採取に関する規制条例を制定した。**

具体的には、**指定区域(25市町村)において土の採取を行おうとする者**に対し、採取計画を定めることを義務付け、**知事の認可制**としたもの。

条例廃止の背景

現在では、山地を切り崩して造成に必要な土を採取する需要はほとんど無く、認可事案は過去20年で3件**(平成28年以降は採取実績なし)**である。

また、宅地造成等規制法の一部を改正する法律**(通称:盛土規制法)**の施行によって、土採取条例よりも厳しい規制が運用され、土採取条例の目的は担保されることとなったため廃止する。

※廃止条例施行の際に認可を受けて土の採取を行っている者に係る規制等については、経過措置を設けることとする。

※ 条例の廃止であるため県民コメントは実施していない

土採取条例を廃止した場合の経過措置について

主な経過措置の内容

- ① **既に認可を受け土の採取を行っている者に係る経過措置**
 - ・ 条例廃止前に工事着手したものは、土採取条例に基づく基準遵守や措置命令の対象とするなどの経過措置を設ける。
- ② **廃止条例施行前に発出した措置命令等に係る経過措置**
 - ・ 条例廃止前に発出した措置命令等については、条例廃止後も命令が履行されるまでは報告徴収、立入検査の対象とする経過措置を設ける(現時点において措置命令事案はない)。
- ③ **廃止条例施行前の違反行為に対する罰則に係る経過措置**
 - ・ 廃止条例施行日前にされた違反行為(上記経過措置により適用される違反行為を含む)に対して罰則を適用する経過措置を設ける。